

議案質疑

全議案に対する質疑は、12月7日に行われ、6人の議員が19項目に及ぶ質疑をしました。その主なものは次のとおりです。

人事院勧告による給与減額は

質疑 今回の人事院勧告による給与と改定について、平均と総額でいくらか減額となるのか。

答弁

【総務部長】 今回の給与改定は人事院勧告により行ったもので、給料で0.2カ月分、期末勤勉手当夏冬合わせて0.35（冬0.15）カ月分それぞれ減額。58歳の部長で約8万7千円、45歳の係長（妻と2人の子扶養）で約6万6千円、30歳の主事（独身）約3万2千円それぞれ減額するが、役職加算を復元した結果、総額では全会計で32,771,000円の減額となるものである。（総括方式）

都市計画税の旧3町地域への課税について

【質疑】 都市計画税の税率を0.3%から0.23%に変更した理由と根拠は。

【総務部長】 税率の決定に当たっては、現在の経済動向や旧3町には下水道事業以外に新規に政策決定された都市計画事業がないことなどを考慮し、0.23%に決定したのでご理解賜りたい。

【質疑】 そもそも都市計画事業は都市計画税では賄えない。本来は都市計画マスタープランに計上された事業費に、税の充当率を乗じて算出されるものと思う。今回の税率の決定は、最初に税額を決定し、その税額を課税標準額で除して得た率ではないのか。

【総務部長】 都市計画事業費は約20億円、税は約5億円である。税率を0.3%とした場合、税額は約6億4千万円で充当率は約27%。制限率上限の0.3%にしても事業費の半分にも満たないことや、

（次ページに続く）

請願

継続審査になっていた請願3件及び今定例会に上程された請願3件は、関係常任委員会において慎重に審査を行い、12月10日の本会議で次のとおり議決されました。

- ▲ 請願第3号 介護保険に関する請願（採択）
- ▲ 請願第6号 「公立」のままて筑西市民病院の存続と充実を求める請願（継続審査）
- ▲ 請願第7号 政府がみずから決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める請願（採択）
- ▲ 請願第8号 「下館総合卸センター」の地区計画制度の導入に関する請願（採択）
- ▲ 請願第9号 八ッ場ダム中止問題についての請願（採択）
- ▲ 請願第10号 八ッ場ダムの中止を求める請願（採択）

陳情

次の陳情は、第4回定例会までに受け付けたものです。なお、陳情第13号は、関係常任委員会において慎重に審査を行い、12月10日の本会議で次のとおり議決されました。

- ▲ 陳情第11号 精神障がい者の保健福祉充実に関する陳情（議場配布）
- ▲ 陳情第12号 平成22年度税制改正及び行財政改革に関する陳情（議場配布）
- ▲ 陳情第13号 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める陳情（不採択）

意見書

議員提出による意見書案4件は、12月10日の本会議において原案のとおり可決されました。この意見書は、同日付で政府及び関係機関に送付されました。

- ▲ 介護保険に関する意見書
- ▲ 政府がみずから決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書
- ▲ 八ッ場ダム中止問題の意見書
- ▲ 八ッ場ダムの中止を求める意見書



経済状況、旧3町地区に新たな事業がないことなど、住民感情等を考慮し、0・23%に決定したのでご理解賜りたい。

【質疑】都市計画税は目的税であるので何らかの恩恵があるべきと思うが。

【総務部長】議員ご指摘のとおりである。

(一問一答方式)

手数料条例の改正の根拠は

【質疑】手数料改正の理由は、①3年に一度見直すと言われていた。

②手数料は適正な料金であるべきである。③コストに見合った適正な料金が必要。と述べているが、適正な料金とはどのように考えているのか。

【総務部長】議員ご指摘のとおり手数料については3年ごとに見直し、適正な料金とすることになっている。料金の改正は、公平性を保つために行うものなのでご理解いただきたい。

【質疑】公平性を保つために算出し、適正な料金になったと理解しているのか。そこで尋ねるが、適正な算出根拠を出し、それが適正な料金だと言っているが、随分政治的な配慮が伺える。例えば、「広

域交付住民票の写し」などは算定額が改正額と一致しない。その理由は。

【市民環境部長】改正額を一気に引き上げるとは住民にとって大きな負担になるため引き上げ限度を1・5倍と定めている。その関係から「広域交付住民票の写し」の算定額は3,775円だが、改正額を450円と決定したのでご理解賜りたい。

【質疑】あるものは算定額が改正額であり、他方は配慮し、1・5倍としている。手数料改正に一貫性がないのではないか。また、住基カードの算定額750円のところ改正額は据え置き500円としている。なぜ、据え置きとなったのか。

【市民環境部長】確かに算定額は750円であるが、国及び県の動向にかんがみ、また、3年間特別交付税への算入があることや、県からの普及拡大の要請、さらには県内各市町村一律500円であることからの特段の配慮ということでご理解賜りたい。

【質疑】前回の19年度の改正のとき、総務部長は3年ごとに改正を考えているが、「次回の見直しまでの3年間は、行政サービスを低下させることなく事務処理時間の

短縮や経費の節減を図る努力を各部門で行い、料金に反映させるようコストの削減を図る」と答弁をしている。そこで尋ねるが、改正案は、ほとんどが市民課関係である。市民課関係でのコスト削減が達成されていけば値上げにならないかと考えられる。過去3年間、どのようなコスト削減を図ったのか。もう一点、自動交付機の場合の一件当たりの算定額は。

【市民環境部長】議員ご指摘のとおり市民課関係がほとんどである。昨年5月に住民基本台帳法の改正があり本人の確認(免許証等)が必要になったことや、市民に対する接遇の改善等で時間がかかるようになった。交付機の算定額は2枚目からは窓口交付より高くなるが、両者を比較し、安い金額で設定したのでご理解賜りたい。

(一問一答方式)

分庁舎方式がサービスの低下につながるのか

【質疑】住民サービスの低下はあってはならない。以前の説明では本庁には取り次ぎ窓口が設置されるが、支所には設置されるのか。

【総務部長】取り次ぎ窓口は本庁だけであり、各支所については、現在ある4課を1課に統合し、総

合窓口として活用するのでご理解賜りたい。

【質疑】組織の編成がえはわかるが、支所には権限がなく本庁と連絡を取らないと用事が済まないなど、合併によりサービスが低下し、不便になったと言われる。今度は分庁舎方式を採用するわけだからより一層サービスの充実に努めなければならぬ。総合窓口だけでサービスの充実を図れるのか。

【総務部長】合併して不便になったことであるが、あくまでも支所であるので組織上本庁との連携が必要となるということでご理解いただきたい。

【質疑】本庁から各支所へ機能の一部が移転。それに伴い、各支所から本庁へ係が出向くと言うが、どのような内容を考えているのか。

【総務部長】各支所から本庁へ出向くというのは、車を使用できない人を対象に考えているのでご理解賜りたい。

【質疑】各支所の活性化の方策は。【総務部長】3支所ではそれぞれかなりの職員増となる。また、支所の組織の再編に伴う組織力の強化や市民の声を聞く組織の立ち上げ等により各支所周辺の活性化を図るのでご理解賜りたい。

(一問一答方式)